

5 騒音・振動関係

（1）騒音に係る環境基準

平成10年環境庁告示（平成11年4月から適用）

区 分		類 型 A A	類 型 A	類 型 B	類 型 C
環境基準	昼間	50デシベル以下	55デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下
	夜間	40デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下	50デシベル以下
	道路に面する地域	区分	-	2車線以上の車線を有する道路	2車線以上の車線を有する道路
	昼間	-	60デシベル以下	65デシベル以下	65デシベル以下
	夜間	-	55デシベル以下	60デシベル以下	60デシベル以下

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次表の基準値を適用

昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間は45デシベル以下、夜間は40デシベル以下）によることができる。	

（2）騒音に係る環境基準の類型あてはめ地域と時間の区分

指 定 市 町 村		【用途地域以外の地域も指定している市町村】 岡山市，倉敷市，玉野市，瀬崎町，早島町，笠岡市，井原市，総社市 【用途地域のみ指定している市町村】 津山市，高梁市，新見市，備前市，加茂川町，瀬戸町，山陽町，熊山町，和気町，山手村，清音村，船穂町，金光町，矢掛町，真備町，賀陽町，勝山町，落合町，久世町，勝央町，美作町
指 定 地 域	類型A	第1種低層住居専用地域，第2種低層住居専用地域， 第1種中高層住居専用地域，第2種中高層住居専用地域
	類型B	第1種住居専用地域，第2種住居専用地域，準住居地域，用途地域以外
	類型C	近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域
時 間 区 分	昼 間	6：00～22：00
	夜 間	22：00～6：00

印は、島しょ部を除く

（３）新幹線鉄道騒音に係る環境基準とあてはめ地域

地域の類型	基準値	あてはめ地域
	70デシベル以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域及び用途地域以外の地域
	75デシベル以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考：地域類型のあてはめをする地域は、岡山市、倉敷市等11市町村の新幹線鉄道の軌道中心線より左右それぞれ300m（橋りょうに係る部分は400m）以内の地域

（４）航空機騒音に係る環境基準とあてはめ地域

地域の類型	基準値	備考
	70以下	専ら住居の用に供される地域
	75以下	以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

（注）基準値の単位は、WECPNL。

WECPNLとは
加重等価平均感覚騒音レベルと訳され、一般に「（航空機騒音の）うるささ指数」と呼ばれるもので、１機ごとの騒音レベルに時間帯ごとの飛行回数をウェイトづけして加味したものである。

地域の類型	あてはめ地域
	岡山市及び御津町のうち空港周辺の一部 おおむね滑走路延長方向に滑走路中心から東へ約4.0km，西へ約3.5km，滑走路中心線から左右それぞれ約400m

（５）一般地域における騒音測定結果（平成11年度）

No	測 定 場 所	用 途 地 域	類 型	区 域	騒音レベル(dB: Leq)		環境基準との比較	
					昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
1	岡山市可知4-30-8	1	A	1	43	39	○	○
2	岡山市足守718	5	B	2	50	40	○	○
3	岡山市幸町10-9	9	C	3	58	53	○	×
4	岡山市江並428-73	11	C	4	51	50	○	○
5	倉敷市酒津2737	5	B	2	50	44	○	○
6	倉敷市水江15	1	A	1	52	44	○	○
7	倉敷市酒津2687-1	1	A	1	55	46	○	×
8	津山市林田1907	1	A	1	56	52	×	×
9	津山市山北757	4	A	2	51	44	○	○
10	津山市山北386	4	A	2	55	37	○	○
11	津山市小原160	4	A	2	52	43	○	○
12	津山市大田827	12	-	2	54	38	-	-
13	津山市東一宮1162	3	A	2	51	37	○	○
14	津山市草加部1309	12	-	2	51	45	-	-
15	津山市高野本郷856-1	12	-	2	49	40	-	-
16	津山市河辺1459	12	-	2	50	46	-	-
17	津山市川崎719	8	C	3	48	42	○	○
18	津山市橋本町14	8	C	3	42	34	○	○
19	津山市吹屋町17	9	C	3	63	56	×	×
20	津山市坪井町37	9	C	2	54	43	○	○
21	津山市横山160	5	B	2	64	43	×	○
22	津山市一方153	10	C	3	65	53	×	×
23	津山市平福549	12	-	2	49	39	-	-
24	津山市二宮2285	10	C	3	57	35	○	○
25	津山市二宮2159	8	C	3	62	51	×	×
26	津山市神戸399	1	A	1	53	41	○	○
27	津山市下田邑1143	12	-	2	45	37	-	-
28	津山市小田中876	5	B	2	53	48	○	×
29	津山市小田中331	1	A	1	52	40	○	○
30	玉野市築港1-10-10	9	C	3	52	50	○	○
31	笠岡市山口1777	12	B	2	42	33	○	○
32	笠岡市吉田2169	12	B	2	56	45	×	○
33	笠岡市小平井1451	12	B	2	56	55	×	×
34	笠岡市生江浜2063-11	10	C	3	50	48	○	○
35	笠岡市用之江299	12	B	2	51	54	○	×
36	笠岡市茂平1864-3	1	A	1	49	47	○	×
37	笠岡市神島1588-2	12	B	2	47	46	○	×
38	笠岡市西大島新田686	12	B	2	46	37	○	○
39	笠岡市西大島新田168	1	A	1	46	39	○	○
40	笠岡市横島1111	5	B	2	43	38	○	○
41	笠岡市二番町8-9	5	B	2	61	50	×	×
42	笠岡市笠岡1769-4	8	C	3	54	42	○	○
43	井原市井原町1123	5	B	2	51	39	○	○
44	井原市東江原町172	10	C	3	55	51	○	×
45	井原市高屋町250	11	C	4	55	45	○	○

備考)「類型」とは、騒音に係る環境基準の類型。

「区域」とは、騒音規制法に基づく区域の区分。

用途地域の区分：

第一種低層住居専用地域	1	第一種住居地域	5	商業地域	9
第二種低層住居専用地域	2	第二種住居地域	6	準工業地域	10
第一種中高層住居専用地域	3	準住居地域	7	工業地域	11
第二種中高層住居専用地域	4	近隣商業地域	8	用途地域以外の地域	12

環境基準：

(単位：デシベル)

区 分	類型AA	類型A	類型B	類型C
昼 間	50以下	55以下	55以下	60以下
夜 間	40以下	45以下	45以下	50以下

（6）道路に面する地域における騒音測定結果（平成11年度）

番号	測定場所	対象道路	用地 地域	類型	車線数	近接 空間	騒音レベル(dB)		環境基準との比較	
							昼間	夜間	昼間	夜間
1	倉敷市加須山137	国道2号	7	B	4	1	67	68	○	×
2	倉敷市広江2-12-40	主要地方道玉野福田線	3	B	4	1	74	70	×	×
3	倉敷市生坂163-6	山陽自動車道	7	B	6	1	61	60	○	○
4	倉敷市西田554-1	瀬戸中央自動車道(国道30号)	7	B	4	1	55	53	○	○
5	津山市二宮81	市道1002号	4	C	4	1	71	68	×	×
6	津山市皿512	国道53号	7	-	2	1	73	70	-	-
7	津山市小田中229	市道1002号	4	C	4	1	75	71	×	×
8	津山市南新座108	主要地方道津山加茂線	4	C	4	1	68	62	○	○
9	津山市小田中741	中国自動車道	3	B	4	1	72	70	×	×
10	津山市山北548	市道1004号	4	C	2	0	72	66	×	×
11	津山市上河原389	一般県道小原船頭線	3	B	1	0	69	61	×	×
12	津山市志戸部315	一般県道大篠津山停車場線	1	A	2	1	61	53	○	○
13	津山市志戸部697	市道1002号	3	B	2	0	70	65	×	×
14	津山市高野本郷1274	市道1002号	7	-	2	0	69	61	-	-
15	津山市野介代1161	中国自動車道	7	-	4	0	58	53	-	-
16	津山市田熊1742	国道429号	7	-	2	1	70	62	-	-
17	津山市押入796	国道53号	7	-	2	1	72	68	-	-
18	津山市川崎176	国道53号	4	C	4	1	74	70	×	×
19	津山市沼41	市道1005号	3	B	2	0	78	74	×	×
20	津山市昭和町2	国道53号	4	C	2	1	63	56	○	○
21	玉野市宇野2-1-12	国道30号	4	C	4	1	69	63	○	○
22	玉野市渋川1-10-3	国道430号	4	C	2	1	69	63	○	○
23	玉野市田井1-8-20	主要地方道倉敷玉野線	4	C	2	1	72	70	×	×
24	玉野市用吉1655-6	国道30号	4	C	4	1	70	65	○	○
25	玉野市八浜町八浜165	主要地方道岡山玉野線	3	B	2	1	72	69	×	×
26	玉野市迫間2303-1	一般県道槌ヶ原日比線	5	C	2	1	73	67	×	×
27	笠岡市笠岡272-11	国道2号	5	C	2	1	73	76	×	×
28	笠岡市笠岡4110-2	主要地方道笠岡井原線	3	B	2	1	70	64	○	○
29	笠岡市富岡300-3	主要地方道倉敷長浜笠岡線	2	A	2	1	63	52	○	○
30	笠岡市西大戸52	山陽自動車道	7	B	4	1	56	57	○	○
31	笠岡市西大戸594	山陽自動車道	7	B	4	1	60	63	○	○
32	笠岡市西大戸1050	山陽自動車道	7	B	4	0	59	60	○	○
33	笠岡市今立915	山陽自動車道	7	B	4	0	58	59	○	○
34	笠岡市今立1338	山陽自動車道	7	B	4	0	48	50	○	○
35	笠岡市小平井1141	山陽自動車道	7	B	4	1	58	59	○	○
36	笠岡市篠坂1973-2	山陽自動車道	7	B	4	1	67	67	○	×
37	井原市井原町1228-1	国道313号	3	B	2	1	71	64	×	○
38	井原市高屋町1-2	国道313号	5	C	2	1	72	70	×	×
39	井原市東江原町859-3	国道486号	3	B	2	1	71	69	×	×
40	井原市岩倉町651-1	主要地方道笠岡井原線	7	B	2	1	72	64	×	○

備考) 用途地域の区分：

第一種・第二種低層住居専用地域	1	第一種・第二種中高層住居専用地域	2
第一種・第二種住居地域、準住居地域	3	近隣商業地域、商業地域	4
準工業、工業地域	5	工業専用地域	6
用途地域以外の地域	7		

近接空間の区分：

幹線交通を担う道路に近接する空間に該当：1 該当しない：0

幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、県道及び（4車線以上の）市町村道

近接する空間の範囲：2車線以下は15m、2車線超は20m

環境基準との比較：測定場所の騒音レベルと環境基準を単純比較したもので、法に基づく評価ではない

（７）新幹線鉄道騒音・振動測定結果

（平成11年度）

測 定 場 所 （線路最寄地点名・地番）	測定年月日	地域の 類 型	路 線 構 造	防音壁 の種類	騒音測定結果 （デシベル） 25m地点	振動測定結果 （デシベル） 25m地点
岡山市川入152	H11. 7.19		高 架	逆 L 型	<u>73</u>	50
岡山市東平島458-1	H11. 7.19		高 架	直 型	<u>73</u>	58
倉敷市上東1384-4	H11. 6. 8		高 架	逆 L 型	<u>74</u>	53
倉敷市玉島道越388	H11. 6.16		高 架	直 型	<u>73</u>	56
笠岡市有田2232	H11. 7. 8		高 架	逆 L 型	<u>74</u>	49
備前市麻宇那549-1	H11. 7. 7		盛 土	直 型	<u>72</u>	51
備前市伊部756-2	H11. 7. 7		高 架	直 型	<u>73</u>	50
船穂町船穂1861-1	H11. 7. 5		高 架	直 型	<u>72</u>	60
鴨方町地頭上144-1	H11. 7. 6		高 架	逆 L 型	<u>76</u>	55

- （注）１ 岡山市、倉敷市内の地点については、それぞれ岡山市、倉敷市が測定実施
 その他の地点は岡山県が測定支援
 ２ 下線部分が環境基準超過

（８）瀬戸大橋線列車騒音（橋梁部）測定結果（評価値）の推移

No.	測定年月日	評価値 (デシベル)	測定目的
1	S 63 . 4 . 25 ~ 26	83 ~ 85	供用開始直後
2	S 63 . 6 . 21 ~ 22	82	深夜・早朝 4 本の列車減速効果の確認
3	S 63 . 7 . 1 ~ 2	80 ~ 83	ディーゼル特急 4 本の車両変更効果の確認
4	S 63 . 10 . 11 ~ 12	78 ~ 83	下面吸音板設置効果の確認
5	H 1 . 7 . 24 ~ 25	77 ~ 80	ディーゼル特急32本の減速効果の確認
6	H 1 . 11 . 29 ~ 30	76 ~ 80	努力目標遵守状況の確認
7	H 2 . 3 . 13 ~ 14	78 ~ 81	努力目標遵守状況の確認
8	H 2 . 4 . 23 ~ 24	77 ~ 82	車輪削正効果の確認
9	H 2 . 12 . 17 ~ 18	78 ~ 80	諸対策効果の確認
10	H 3 . 6 . 20 ~ 22	76 ~ 78	試験走行の監視
11	H 3 . 7 . 24 ~ 25	75 ~ 76	諸対策効果の再確認
12	H 3 . 8 . 26 ~ 27	75 ~ 76	速度復元に伴う試験走行の監視
13	H 3 . 12 . 16 ~ 17	77 ~ 79	速度復元後の監視
14	H 4 . 7 . 22 ~ 23	75 ~ 77	努力目標遵守状況の確認
15	H 5 . 4 . 22 ~ 23	77 ~ 78	努力目標遵守状況の確認
16	H 7 . 5 . 15 ~ 16	76 ~ 78	努力目標遵守状況の確認
17	H 9 . 1 . 21 ~ 22	75 ~ 76	努力目標遵守状況の確認
18	H 9 . 12 . 4 ~ 5	75 ~ 78	努力目標遵守状況の確認
19	H 10 . 11 . 2 ~ 3	74 ~ 76	努力目標遵守状況の確認
20	H 11 . 10 . 21 ~ 22	74 ~ 75	努力目標遵守状況の確認

（９）航空機騒音の測定結果

ア 環境基準適合状況調査

（平成11年度）

測定地点	指定地域 内外の別	評価値 (WECPNL)	環境基準値 (WECPNL)
東側固定測定点 御津町河内新田2867	内	65	75
西側固定測定点 岡山市日近1129 - 2		69	

イ 空港周辺の騒音調査

（平成11年度）

測定地点	指定地域 内外の別	評価値 (WECPNL)
岡山大学津高牧場 岡山市日応寺	外	66
E 氏 宅 岡山市杉谷		71
岡山市少年自然の家 岡山市日応寺		69

（１０）騒音規制法・振動規制法に基づく指定地域と区域の区分（自動車騒音に係るものを除く）

市 町 村 名	騒 音 規 制 法				振 動 規 制 法	
	第１種区域	第２種区域	第３種区域	第４種区域	第１種区域	第２種区域
岡 山 市	１低	１中高，２中高，１住，２住，用途以外	近商，商業，準工	工業	１低，１中高，２中高，１住，２住，用途以外	近商，商業，準工，工業
倉 敷 市	１低，２低	１中高，２中高，１住，２住，用途以外	近商，商業，準工	工業	１低，２低，１中高，２中高，１住，２住，用途以外	近商，商業，準工，工業
津 山 市	１低，２低	１中高，２中高，１住，２住，用途以外	近商，商業，準工	工業	１低，２低，１中高，２中高，１住，２住，用途以外	近商，商業，準工，工業
玉 野 市	１低	１中高，２中高，１住，２住，用途以外	近商，商業，準工	工業	１低，１中高，２中高，１住，２住，用途以外	近商，商業，準工，工業
笠 岡 市	１低	１中高，２中高，１住，２住，用途以外	近商，商業，準工	工業	１低，１中高，２中高，１住，２住，用途以外	近商，商業，準工，工業
井 原 市	１低	１中高，１住，用途以外	近商，商業，準工	工業	１低，１中高，１住，用途以外	近商，商業，準工，工業
総 社 市	１低	１中高，２中高，１住，２住，用途以外	近商，商業，準工	工業	１低，１中高，２中高，１住，２住，用途以外	近商，商業，準工，工業
高 梁 市	１低	１中高，２中高，１住，２住	近商，商業，準工	工業	１低，１中高，２中高，１住，２住	近商，商業，準工，工業
新 見 市	１低	１住，２住，	近商，商業，準工	工業	１低，１住，２住，	近商，商業，準工，工業
備 前 市	１低	１中高，２中高，１住，２住，用途以外	近商，商業，準工	工業	１低，１中高，２中高，１住，２住，用途以外	近商，商業，準工，工業
御 津 町		大字新庄及び大字矢原の各一部（別図のとおり）	第２種・第４種区域以外	大字河内，大字宇垣，大字高津，大字宇甘，大字紙工，大字伊田及び大字矢原の各一部（別図のとおり）	大字新庄及び大字矢原の各一部（別図のとおり）	第１種区域以外
加茂川町	１低	１中高	準工		１低，１中高	準工
瀬 戸 町	１低	１中高，１住，２住，用途以外	近商，準工	工業	１低，１中高，１住，２住，用途以外	近商，準工，工業
山 陽 町	１低	１中高，１住，２住，用途以外	近商，準工		１低，１中高，１住，２住，用途以外	近商，準工
赤 坂 町		第３種区域以外	町効田，東軽部及び山口の各一部（別図のとおり）		第２種区域以外	町効田，東軽部及び山口の各一部（別図のとおり）
熊 山 町	１低	１住，用途以外	近商，準工		１低，１住，用途以外	近商，準工
吉 井 町		大字河原屋，大字草生，大字滝山，大字黒本，大字黒沢，大字稲蒔，大字光木，大字塩木，大字仁堀東，大字仁堀中，大字仁堀西，大字合田，大字中畑及び大字広戸の全域並びに大字周匝及び大字福田の各一部（別図のとおり）	大字周匝及び大字福田のうち第２種区域以外		大字河原屋，大字草生，大字滝山，大字黒本，大字黒沢，大字稲蒔，大字光木，大字塩木，大字仁堀東，大字仁堀中，大字仁堀西，大字合田，大字中畑及び大字広戸の全域並びに大字周匝及び大字福田の各一部（別図のとおり）	大字周匝及び大字福田のうち第１種区域以外
日 生 町		大字日生，大字寒河，大字大多府及び大字寺山の各一部（別図のとおり）	大字日生及び大字寒河の各一部（別図のとおり）	大字日生及び大字寒河の各一部（別図のとおり）	大字日生，大字寒河，大字大多府及び大字寺山の各一部（別図のとおり）	大字日生及び大字寒河の各一部（別図のとおり）
吉 永 町			金谷，福満，南方，吉永中，三股，岩崎，今崎，神根本，高田			金谷，福満，南方，吉永中，三股，岩崎，今崎，神根本，高田
佐 伯 町		大字津瀬，大字米沢，大字佐伯，大字父井原，大字矢田部，大字宇生，大字田賀，大字小坂，大字加三方，大字矢田，大字塩田			大字津瀬，大字米沢，大字佐伯，大字父井原，大字矢田部，大字宇生，大字田賀，大字小坂，大字加三方，大字矢田，大字塩田	

市 町 村 名	騒 音 規 制 法				振 動 規 制 法	
	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域	第 1 種区域	第 2 種区域
和 気 町	1 低	1 中高, 1 住, 2 住	商業, 準工, 用途以外		1 低, 1 中高, 1 住, 2 住	商業, 準工, 用途以外
邑 久 町		尾張, 山田庄, 福元, 百田及び下笠加の各一部（別図のとおり）	第 2 種・第 4 種区域以外	福山, 福元, 豆田, 上笠加及び下笠加の各一部（別図のとおり）	尾張, 山田庄, 福元, 百田及び下笠加の各一部（別図のとおり）	第 1 種区域以外
長 船 町		大字福岡, 大字服部及び大字長船の各一部（別図のとおり）	第 2 種区域以外		大字福岡, 大字服部及び大字長船の各一部（別図のとおり）	第 1 種区域以外
灘 崎 町	1 低	1 中高, 1 住, 2 住用途以外	近商, 準工		1 低, 1 中高, 1 住, 2 住, 用途以外	近商, 準工
早 島 町	1 低	1 中高, 1 住, 用途以外	近商, 準工	工業	1 低, 1 中高, 1 住, 用途以外	近商, 準工, 工業
山 手 村		1 住, 用途以外			1 住, 用途以外	
清 音 村		1 住, 用途以外	準工	工業	1 住, 用途以外	準工, 工業
船 穂 町		2 中高, 1 住, 2 住用途以外	近商, 準工	工業	2 中高, 1 住, 2 住, 用途以外	近商, 準工, 工業
金 光 町	1 低	1 中高, 2 中高, 1 住, 2 住, 用途以外	近商, 準工		1 低, 1 中高, 2 中高, 1 住, 2 住, 用途以外	近商, 準工
鴨 方 町		みどりヶ丘の全域並びに鳩ヶ丘, 大字鴨方, 大字六条院中及び大字六条院東の各一部（別図のとおり）	第 2 種・第 4 種区域以外	大字六条院西の一部（別図のとおり）	みどりヶ丘の全域並びに鳩ヶ丘, 大字鴨方, 大字六条院中及び大字六条院東の各一部（別図のとおり）	第 1 種区域以外
矢 掛 町		1 中高, 2 中高, 1 住	近商, 準工	工業	1 中高, 2 中高, 1 住	近商, 準工, 工業
芳 井 町			大字梶江及び大字吉井の各一部（別図のとおり）			
真 備 町		1 中高, 1 住, 用途以外	近商, 準工	工業	1 中高, 1 住, 用途以外	近商, 準工, 工業
北 房 町			大字宮地, 大字山田, 大字五名			
賀 陽 町	1 低	1 中高, 1 住, 2 住	商業, 準工		1 低, 1 中高, 1 住, 2 住	商業, 準工
神 郷 町		大字下神代の一部（別図のとおり）			大字下神代の一部（別図のとおり）	
勝 山 町		1 中高, 1 住	近商, 準工		1 中高, 1 住	近商, 準工
落 合 町	1 低	1 住, 2 住	近商, 準工	工業	1 低, 1 住, 2 住	近商, 準工, 工業
久 世 町	1 低	1 住	近商, 準工	工業	1 低, 1 住	近商, 準工, 工業
勝 田 町		第 3 種区域以外	大字久賀の一部（別図のとおり）		第 2 種区域以外	大字久賀の一部（別図のとおり）
勝 央 町	1 低	2 中高, 1 住, 準住	近商, 準工		1 低, 2 中高, 1 住, 準住	近商, 準工
勝 北 町		第 3 種区域以外	都市計画区域		第 2 種区域以外	都市計画区域
美 作 町	1 低	1 中高, 1 住, 2 住	近商, 商業, 準工		1 低, 1 中高, 1 住, 2 住	近商, 商業, 準工
作 東 町		第 3 種区域以外	大字宮原, 大字瀬戸, 大字土居, 大字竹田, 大字上福原の各一部（別図のとおり）		第 2 種区域以外	大字宮原, 大字瀬戸, 大字土居, 大字竹田, 大字上福原の各一部（別図のとおり）
柵 原 町		第 3 種区域以外	百々, 行信, 書副, 周佐, 藤田上, 柵原, 高下, 飯岡, 塚角, 大戸下及び藤原の各一部（別図のとおり）		第 2 種区域以外	百々, 行信, 書副, 周佐, 藤田上, 柵原, 高下, 飯岡, 塚角, 大戸下及び藤原の各一部（別図のとおり）

- 備考 1. 「用途」、「1 低」、「2 低」、「1 中高」、「2 中高」、「1 住」、「2 住」、「準住」、「近商」、「商業」、「準工」及び「工業」とは、それぞれ都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。
2. 「用途以外」とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域以外の地域をいう。
3. 印は、都市計画区域内に限る。
4. 別図は省略し、関係図面とともに岡山県生活環境部環境指導課及び関係市役所又は町村役場に備え縦覧に供する。

（１１）騒音規制法に基づく自動車騒音に係る区域区分（平成12年４月から新たに設定）

市町村名	騒音規制法 a 区域	騒音規制法 b 区域	騒音規制法 c 区域
岡山市	1低, 1中高, 2中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
倉敷市	1低, 2低, 1中高, 2中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
津山市	1低, 2低, 1中高, 2中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
玉野市	1低, 1中高, 2中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
笠岡市	1低, 1中高, 2中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
井原市	1低, 1中高	1住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
総社市	1低, 1中高, 2中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
高梁市	1低, 1中高, 2中高	1住, 2住	近商, 商業, 準工, 工業
新見市	1低	1住, 2住	近商, 商業, 準工, 工業
備前市	1低, 1中高, 2中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
御津町		大字新庄及び大字矢原の各一部（別図のとおり）	b区域以外
加茂川町	1低, 1中高		準工
瀬戸町	1低, 1中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 準工, 工業
山陽町	1低, 1中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 準工
赤坂町		c区域以外	町苅田, 東軽部及び山口の各一部（別図のとおり）
熊山町	1低	1住, 用途以外	近商, 準工
吉井町		大字河原屋, 大字草生, 大字滝山, 大字黒本, 大字黒沢, 大字稲蒔, 大字光木, 大字塩木, 大字仁堀東, 大字仁堀中, 大字仁堀西, 大字合田, 大字中畑及び大字広戸の全域並びに大字周匝及び大字福田の各一部（別図のとおり）	大字周匝及び大字福田のうちb区域以外
日生町		大字日生, 大字寒河, 大字大多府及び大字寺山の各一部（別図のとおり）	大字日生及び大字寒河の各一部（別図のとおり）
吉永町			金谷, 福満, 南方, 吉永中, 三股, 岩崎, 今崎, 神根本, 高田
佐伯町		大字津瀬, 大字米沢, 大字佐伯, 大字父井原, 大字矢田部, 大字宇生, 大字田賀, 大字小坂, 大字加三方, 大字矢田, 大字塩田	
和気町	1低, 1中高	1住, 2住, 用途以外	商業, 準工
邑久町		尾張, 山田庄, 福元, 百田及び下笠加の各一部（別図のとおり）	b区域以外
長船町		大字福岡, 大字服部及び大字長船の各一部（別図のとおり）	b区域以外
灘崎町	1低, 1中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 準工
早島町	1低, 1中高	1住, 用途以外	近商, 準工, 工業
山手村		1住, 用途以外	
清音村		1住, 用途以外	準工, 工業
船穂町	2中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 準工, 工業
金光町	1低, 1中高, 2中高	1住, 2住, 用途以外	近商, 準工
鴨方町		みどりヶ丘の全域並びに鳩ヶ丘, 大字鴨方, 大字六条院中及び大字六条院東の各一部（別図のとおり）	b区域以外
矢掛町	1中高, 2中高	1住	近商, 準工, 工業
芳井町			大字堀江及び大字吉井の各一部（別図のとおり）
真備町	1中高	1住, 用途以外	近商, 準工, 工業
北房町			大字宮地, 大字山田, 大字五名
賀陽町	1低, 1中高	1住, 2住	商業, 準工
神郷町		大字下神代の一部（別図のとおり）	
勝山町	1中高	1住	近商, 準工
落合町	1低	1住, 2住	近商, 準工, 工業
久世町	1低	1住	近商, 準工, 工業
勝田町		c区域以外	大字久賀の一部（別図のとおり）
勝央町	1低, 2中高	1住, 準住	近商, 準工
勝北町		c区域以外	都市計画区域
美作町	1低, 1中高	1住, 2住	近商, 商業, 準工
作東町		c区域以外	大字宮原, 大字瀬戸, 大字土居, 大字竹田, 大字上福原の各一部（別図のとおり）
柵原町		c区域以外	百々, 行信, 書副, 周佐, 藤田上, 柵原, 高下, 飯岡, 塚角, 大戸下及び藤原の各一部（別図のとおり）

備考 1 「用途」、「1低」、「2低」、「1中高」、「2中高」、「1住」、「2住」、「準住」、「近商」、「商業」、「準工」、「工業」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。

2 「用途以外」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域をいう。

3 印は、都市計画区域内に限る。

4 別図は省略し関係図面とともに岡山県生活環境部環境指導課及び関係市役所又は町村役場に備え縦覧に供する。

（12）平成11年度騒音規制法施行状況調査（工場数）

	金 属 加工機械	空 気 圧縮機等	土 石 用 破碎機等	織 機	建設用資材 製造機械	穀物用 製粉機	木材加工 機	抄紙機	印刷機械	合成樹脂用 射出成形機	鋳造型機	合 計
岡 山 市	169	598	22	15	32	4	95	4	120	15	17	1,091
倉 敷 市	122	220	10	56	21	1	43	0	41	9	8	531
津 山 市	35	74	5	5	8	0	45	1	36	4	2	215
玉 野 市	37	41	3	11	5	2	16	0	9	1	0	125
笠 岡 市	17	25	7	14	6	1	11	0	6	1	1	89
井 原 市	23	19	0	149	1	0	11	1	2	1	0	207
総 社 市	36	39	15	11	13	1	12	0	7	3	4	141
高 梁 市	1	3	0	0	2	0	2	0	1	0	0	9
新 見 市	10	6	6	0	2	0	18	10	0	0	0	52
備 前 市	13	27	33	0	5	0	6	0	2	0	0	86
御 津 町	6	15	9	1	3	0	5	0	2	1	0	42
加茂川町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
瀬 戸 町	1	4	0	1	3	0	0	0	0	1	1	11
山 陽 町	2	4	0	0	0	0	0	0	0	2	0	8
赤 坂 町	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
熊 山 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉 井 町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
日 生 町	0	5	1	2	0	0	2	0	2	0	0	12
吉 永 町	8	7	16	0	0	0	1	0	0	4	0	36
佐 伯 町	1	2	1	0	1	0	1	0	0	1	0	7
和 気 町	5	4	3	1	4	0	1	0	2	0	0	20
邑 久 町	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5
長 船 町	0	7	1	1	1	0	0	0	3	0	0	13
瀬 崎 町	2	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	6
早 島 町	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	1	5
山 手 村	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	5
清 音 村	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	4
船 穂 町	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	4
金 光 町	0	1	0	1	0	0	1	0	2	0	0	5
鴨 方 町	5	5	0	1	1	0	4	0	1	0	0	17
矢 掛 町	0	3	0	1	0	1	0	0	4	0	1	10
芳 井 町	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3
真 備 町	9	2	1	6	0	0	0	0	5	2	0	25
北 房 町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
賀 陽 町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
神 郷 町	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
勝 山 町	1	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	4
落 合 町	1	3	0	0	2	0	1	0	0	1	1	9
久 世 町	5	3	0	0	2	0	7	0	0	1	0	18
勝 田 町	5	3	0	0	0	0	0	0	2	0	0	10
勝 央 町	0	0	1	0	0	0	2	0	1	0	1	5
勝 北 町	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
美 作 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
作 東 町	2	2	0	0	2	0	1	0	0	0	0	7
柵 原 町	1	5	0	0	1	0	0	0	0	1	0	8
合 計	524	1,140	137	284	118	10	289	16	250	53	38	2,859

（１３）平成11年度騒音規制法施行状況調査（施設数）

	金 属 加工機械	空 気 圧縮機等	土 石 用 破碎機等	織 機	建設用資材 製造 機 械	穀物用 製粉機	木材加工 機	抄紙機	印刷機械	合成樹脂用 射出成形機	鋳造型機	合 計
岡 山 市	854	3,631	132	1,300	40	70	328	15	702	168	64	7,304
倉 敷 市	491	1,655	67	3,643	25	3	121	0	168	59	30	6,262
津 山 市	364	486	15	112	19	0	156	9	102	176	7	1,446
玉 野 市	113	332	23	245	5	12	72	0	26	8	0	836
笠 岡 市	81	284	40	194	10	8	24	0	27	45	10	723
井 原 市	441	189	0	2,523	1	0	36	2	12	49	0	3,253
総 社 市	295	297	68	293	17	1	29	0	28	22	20	1,070
高 梁 市	2	28	0	0	3	0	7	0	4	0	0	44
新 見 市	29	75	102	0	3	0	39	0	28	0	0	276
備 前 市	86	1,000	432	0	7	0	34	2	4	15	0	1,580
御 津 町	34	346	87	2	5	0	8	0	75	3	0	560
加茂川町	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
瀬 戸 町	4	152	0	48	3	0	0	0	7	4	6	224
山 陽 町	20	42	0	0	0	0	0	0	0	42	0	104
赤 坂 町	24	12	0	0	0	0	0	0	29	0	0	65
熊 山 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉 井 町	7	2	0	0	0	0	0	0	0	6	0	15
日 生 町	0	49	8	34	0	0	6	0	2	0	0	99
吉 永 町	18	158	170	0	0	0	4	0	0	4	0	354
佐 伯 町	2	7	28	0	1	0	4	0	0	3	0	45
和 気 町	30	46	6	1	4	0	6	0	8	0	0	101
邑 久 町	0	38	1	0	0	0	0	0	8	0	0	47
長 船 町	0	37	2	4	2	0	0	0	28	0	0	73
瀬 崎 町	6	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	11
早 島 町	0	4	0	38	0	0	0	0	0	0	6	48
山 手 村	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	5
清 音 村	7	5	0	1	0	0	2	0	0	3	0	18
船 穂 町	5	6	0	8	0	0	0	0	0	19	0	38
金 光 町	0	2	0	1	0	0	4	0	5	0	0	12
鴨 方 町	5	5	0	1	1	0	4	0	1	0	0	17
矢 掛 町	0	10	0	3	0	3	0	0	11	0	3	30
芳 井 町	5	5	29	0	0	0	0	0	0	0	0	39
真 備 町	84	20	1	25	0	0	0	0	11	4	0	145
北 房 町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
賀 陽 町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
神 郷 町	0	4	0	0	2	0	0	0	0	0	0	6
勝 山 町	3	20	0	0	0	0	26	0	0	2	0	51
落 合 町	3	24	0	0	3	0	2	0	0	24	12	68
久 世 町	32	46	0	0	6	0	58	0	0	41	0	183
勝 田 町	5	3	0	0	0	0	0	0	2	0	0	10
勝 央 町	4	15	5	0	1	0	3	0	5	0	16	49
勝 北 町	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
美 作 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
作 東 町	18	10	0	0	5	0	8	0	0	0	0	41
柵 原 町	5	38	0	0	5	0	0	0	0	13	0	61
合 計	3,078	9,088	1,218	8,478	170	97	982	28	1,294	711	175	25,319

（１４）平成11年度振動規制法施行状況調査（工場数）

	金 属 加工機械	圧 縮 機	土 石 用 破碎機等	織 機	コンクリートブロック マシン等	木材加工 機 械	印刷機械	ロール機	合成樹脂用 射出成形機	鋳造型機	合 計
岡 山 市	168	223	25	11	13	5	85	13	10	10	563
倉 敷 市	119	143	14	46	8	6	15	5	6	8	370
津 山 市	30	49	5	6	6	9	12	0	2	1	120
玉 野 市	37	25	3	11	5	5	1	0	2	0	89
笠 岡 市	12	11	9	20	2	2	6	0	1	1	64
井 原 市	26	20	0	177	0	4	1	0	1	0	229
総 社 市	30	8	12	5	4	0	2	0	3	3	67
高 梁 市	2	4	0	0	1	0	0	0	0	0	7
新 見 市	10	4	6	0	1	2	3	0	0	0	26
備 前 市	12	12	41	0	2	1	2	0	0	0	70
御 津 町	7	2	10	1	1	0	2	2	1	0	26
加茂川町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
瀬 戸 町	1	6	0	1	0	0	0	1	1	0	10
山 陽 町	7	5	0	0	0	0	0	0	3	0	15
赤 坂 町	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	5
熊 山 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉 井 町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
日 生 町	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0	6
吉 永 町	7	4	17	0	0	0	0	1	4	0	33
佐 伯 町	3	0	1	0	1	1	0	0	1	0	7
和 気 町	4	2	4	1	2	1	0	0	0	0	14
邑 久 町	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	5
長 船 町	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	3
瀬 崎 町	2	1	0	2	1	0	0	0	0	0	6
早 島 町	0	1	0	3	0	0	0	0	0	1	5
山 手 村	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	5
清 音 村	1	1	0	1	0	1	0	0	1	0	5
船 穂 町	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	4
金 光 町	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
鴨 方 町	4	3	1	1	1	1	1	0	0	0	12
矢 掛 町	0	3	0	1	0	0	3	0	0	1	8
真 備 町	9	0	1	6	0	1	0	0	0	0	17
賀 陽 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神 郷 町	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2
勝 山 町	1	0	0	0	0	0	2	0	1	0	4
落 合 町	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	4
久 世 町	5	1	0	0	0	6	0	1	1	0	14
勝 田 町	5	3	0	0	0	0	2	0	0	0	10
勝 央 町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
勝 北 町	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
美 作 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
作 東 町	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
柵 原 町	2	3	1	0	1	0	0	0	1	0	8
合 計	512	547	153	296	52	48	140	24	43	27	1,842

（１５）平成11年度振動規制法施行状況調査（施設数）

	金 属 加工機械	圧 縮 機	土 石 用 破碎機等	織 機	コンクリートブロック マシン等	木材加工 機 械	印刷機械	ロール機	合成樹脂用 射出成形機	鋳造型機	合 計
岡 山 市	1,065	911	167	1,153	20	6	352	70	239	41	4,024
倉 敷 市	473	652	64	3,151	13	7	88	28	44	21	4,541
津 山 市	331	149	14	109	11	15	43	0	29	3	704
玉 野 市	112	123	23	230	5	8	2	0	10	0	513
笠 岡 市	88	186	59	224	5	2	14	0	61	9	648
井 原 市	462	148	0	2,785	0	5	12	0	57	0	3,469
総 社 市	286	73	55	232	10	0	4	0	22	15	697
高 梁 市	20	8	0	0	2	0	0	0	0	0	30
新 見 市	27	20	173	0	5	2	4	0	0	0	231
備 前 市	67	160	432	0	2	1	2	0	15	0	679
御 津 町	44	122	81	2	0	4	83	6	3	0	345
加茂川町	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
瀬 戸 町	27	23	0	48	0	0	0	7	4	6	115
山 陽 町	87	33	0	0	0	0	0	1	43	0	164
赤 坂 町	63	18	0	0	0	0	29	1	0	0	111
熊 山 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉 井 町	7	2	0	0	0	0	0	0	6	0	15
日 生 町	5	10	0	17	0	1	0	0	0	0	33
吉 永 町	16	48	159	0	0	0	0	18	4	0	245
佐 伯 町	42	2	20	0	3	1	0	0	3	0	71
和 気 町	35	32	7	1	2	1	0	0	0	0	78
邑 久 町	0	38	0	0	0	0	8	0	0	0	46
長 船 町	0	4	2	0	0	22	0	0	0	0	28
灘 崎 町	6	1	1	2	1	0	0	0	0	0	11
早 島 町	0	4	0	38	0	0	0	0	0	6	48
山 手 村	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	5
清 音 村	9	4	0	1	0	1	0	0	3	0	18
船 穂 町	5	6	0	8	0	0	0	0	19	0	38
金 光 町	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4
鴨 方 町	4	3	1	1	1	1	1	0	0	0	12
矢 掛 町	0	4	0	3	0	0	5	0	0	3	15
真 備 町	82	10	1	25	0	1	0	0	0	0	119
賀 陽 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神 郷 町	0	4	0	0	2	0	0	0	0	0	6
勝 山 町	3	3	0	0	0	0	2	0	2	0	10
落 合 町	2	73	0	0	2	0	0	0	22	0	99
久 世 町	75	42	0	0	0	9	0	2	41	0	169
勝 田 町	5	3	0	0	0	0	2	0	0	0	10
勝 央 町	0	12	5	0	0	0	0	0	0	16	33
勝 北 町	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
美 作 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
作 東 町	0	16	0	0	0	0	0	1	0	0	17
柵 原 町	6	36	18	0	3	0	0	0	0	13	76
合 計	3,457	2,986	1,282	8,030	88	88	654	134	628	134	17,481

（１６）工場・事業場に係る騒音・振動の規制基準

騒音	区 分		第１種区域	第２種区域	第３種区域	第４種区域
	昼 間	７：００～２０：００	50デシベル	60デシベル	65デシベル	70デシベル
	朝・夕	５：００～７：００ 20：００～22：００	45デシベル	50デシベル	60デシベル	65デシベル
	夜 間	22：００～５：００	40デシベル	45デシベル	50デシベル	55デシベル
振動	区 分		第 １ 種 区 域		第 ２ 種 区 域	
	昼 間	７：００～２０：００	60デシベル		65デシベル	
	夜 間	20：００～７：００	55デシベル		60デシベル	

（注）学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内の基準は、5デシベルを減じた値とする。ただし、騒音の第1種区域は除く。

（１７）特定建設作業に係る騒音・振動の改善基準

規 制 種 別	区域の区分	騒 音	振 動
基 準 値	1号及び2号	85デシベル	75デシベル
作 業 時 刻	1 号	午後7時～午前7時の時間内でないこと。	
	2 号	午後10時～午前6時の時間内でないこと。	
1日当りの 作 業 時 間	1 号	1日10時間を超えないこと。	
	2 号	1日14時間を超えないこと。	
作 業 期 間	1号及び2号	連続して6日を超えないこと。	
作 業 日	1号及び2号	日曜日その他の休日ではないこと。	

- （注）1．基準値を超えている場合、騒音、振動の防止の方法、1日の作業時間を 欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。
- 2．災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などに適用除外の規定が設けられている。
- 3．2号区域とは、指定地域であって騒音の規制基準の区域の区分の第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域以外の区域をいい、1号区域とは、指定地域のうち2号区域以外をいう。

（１８）要請限度（自動車騒音・道路交通振動の規制）
（自動車騒音：平成12年4月1日から適用）

騒音	区 分		a 区域		b 区域		c 区域
			1車線	2車線以上	1車線	2車線以上	1車線以上
	昼 間	6：00～22：00	65デシベル	70デシベル	65デシベル	75デシベル	75デシベル
	夜 間	22：00～6：00	55デシベル	65デシベル	55デシベル	70デシベル	70デシベル
音	また、上記の区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域については、次の要請限度値を用います。						
	昼間：75デシベル						
	夜間：70デシベル						

- （注）騒音の評価手法は、等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）によるものとする。
- 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道とする。
- 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、次の範囲とする。
- 2車線以下の車線を有する道路の場合：道路の敷地境界から 15m
- 3車線以上の車線を有する道路の場合： " 20m

振動	区 分		第１種区域	第２種区域
	昼 間	7：00～20：00	65デシベル	70デシベル
	夜 間	20：00～7：00	60デシベル	65デシベル

6 廃棄物・リサイクル関係

（1）ごみ処理の推移

（単位：人，t／年）

年度		平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
区分									
総人口（人）		1,940,669	1,943,528	1,946,954	1,950,693	1,955,289	1,957,650	1,960,958	1,962,464
計画処理区域内人口（人）		1,939,200	1,943,528	1,946,954	1,950,693	1,955,289	1,957,650	1,960,958	1,962,464
計画収集人口（人）		1,912,594	1,919,028	1,927,722	1,936,150	1,941,350	1,944,078	1,949,754	1,947,935
自家処理人口（人）		26,606	24,500	19,232	14,543	13,939	13,572	11,204	14,529
計画処理外域内人口（人）		1,469	0	0	0	0	0	0	0
計画収集量（t／年）		581,678	583,329	586,048	594,879	598,831	607,697	609,677	619,769
直接搬入量（t／年）		59,696	57,516	52,890	47,635	51,880	58,893	56,741	59,268
自家処理量（t／年）		30,080	35,509	31,681	26,630	32,064	31,955	22,323	9,270
ごみ総排出量（t／年）		671,454	676,354	670,619	669,144	682,775	698,545	688,741	688,307
計画処理量	直接焼却（t／年）	484,864	481,912	481,802	491,390	511,400	526,433	529,182	541,549
	コンポスト（t／年）	2,184	2,250	2,039	1,976	2,306	1,505		
	中間処理（t／年）	55,971	56,305	58,989	57,169	64,747	69,284	76,054	56,127
	直接資源（t／年）								18,406
	直接埋立（t／年）	98,355	100,378	96,108	91,954	72,258	69,368	61,182	62,955
	計	641,374	640,845	638,938	642,489	650,711	666,590	666,418	679,037
焼却量（t／年）		495,300	491,037	491,609	499,829	519,139	534,069	536,056	547,970
最終処分量（t／年）		210,661	206,806	199,535	195,292	173,480	168,985	156,325	151,904
資源化量（t／年）		16,017	17,993	25,006	25,341	33,703	37,876	45,344	50,604
集団回収量（t／年）				42,000	43,608	46,807	50,462	53,645	55,757
リサイクル率（t／年）				9.8	10.0	11.5	12.3	13.7	14.5

中間処理は、焼却以外の粗大ごみ処理施設や資源化施設での中間処理をいう

焼却量は、直接焼却量＋中間処理残さの焼却量

最終処分量は、直接埋立量＋焼却残さ及び中間処理残さの埋立量

直接資源化とは、中間処理施設を経ないで資源化されるものをいう

リサイクル率＝（資源化量＋集団回収量）／（計画処理量＋集団回収量） なお、計画処理量＝計画収集量＋直接搬入量

（2）し尿処理の推移

（単位：人，kℓ／年）

年度		平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
区分									
総人口（人）		1,940,669	1,943,528	1,946,954	1,950,693	1,955,289	1,957,650	1,960,958	1,962,464
計画処理区域内人口（人）		1,938,298	1,943,528	1,946,954	1,950,693	1,955,289	1,957,650	1,960,958	1,962,464
水洗化人口	公共下水道（人）	351,555	387,682	413,794	454,730	485,655	518,607	570,979	523,220
	し尿浄化槽（人）	571,261	595,959	598,432	610,024	630,842	654,137	697,286	718,768
	地域し尿（人）	9,225	3,808	3,776	3,990	4,042	4,005	3,998	3,957
	小計（人）	932,041	987,449	1,016,002	1,068,744	1,120,539	1,176,749	1,272,263	1,245,945
	計画収集人口（人）	924,801	881,942	851,594	805,573	767,045	720,703	639,184	672,507
自家処理人口（人）		81,456	74,137	79,358	76,376	67,705	60,198	49,563	44,012
計画処理区域外人口（人）		2,371	0	0	0	0	0	0	0
計画収集処理量（kℓ／年）		772,540	783,475	810,675	804,376	831,831	845,405	851,724	846,814
計画処理量	し尿処理施設（kℓ／年）	661,479	676,475	701,211	694,754	717,037	733,525	760,387	755,421
	下水道投入（kℓ／年）	96,394	96,016	99,037	97,850	102,051	99,898	82,224	82,381
	農村還元（kℓ／年）	4,476	2,644	2,884	4,590	4,732	2,982	1,544	0
	海洋投入（kℓ／年）	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他（脱水車）（kℓ／年）	10,191	8,340	7,543	7,182	8,011	9,000	7,569	9,012
自家処理量（kℓ／年）		44,979	47,629	47,118	43,502	38,543	35,638	32,572	28,023
計（kℓ／年）		817,519	831,104	857,793	847,878	870,374	882,755	884,296	874,837